

発議第12号


市長と議員の同時選挙に係る調査特別委員会設置に関する決議について

上記の議案を別紙のとおり志摩市議会会議規則第14条第1項の規定により提出  
します。


令和2年12月25日 提出

志摩市議会議長 淡口三代和様

提出者 志摩市議会議員

野名登代 

賛成者 志摩市議会議員

中村孝司 

上村秀行 

令和2年12月25日 可決

## 市長と議員の同時選挙に係る調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり市長と議員の同時選挙に係る調査特別委員会を設置するものとする。

### 記

1. 名 称 市長と議員の同時選挙に係る調査特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び志摩市議会委員会条例第6条
3. 目 的 市長選挙と市議会議員選挙を同時選挙とするための調査及び研究
4. 委員の定数 10人
5. 調査期限 令和3年10月31日まで、上記の目的を達成するまで閉会中もなお調査及び研究を行うことができる。